

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月4日

【会社名】 セイコーホールディングス株式会社

【英訳名】 SEIKO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 吉伸

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座4丁目5番11号

【電話番号】 03(3563)2111

【事務連絡者氏名】 総務部長 田嶋 直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座1丁目26番1号

【電話番号】 03(3563)2111

【事務連絡者氏名】 総務部長 田嶋 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第155回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7.5円 総額1,550,541,705円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の人数の上限を12名以内から13名以内に変更する。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役として、金川 宏美および瀧沢 観の2名を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、三上 誠一、高木 晴彦および浅野 友靖の3名を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

現行の取締役の報酬枠を月額3,500万円以内から年額4億2,000万円以内に改め、固定の月額報酬および業務執行取締役を支給対象とした業績連動賞与のための報酬枠とする。

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

業務執行取締役を対象とした業績連動型の株式報酬制度を導入する。

第7号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を月額800万円以内に変更する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注2)
第1号議案	165,230	2,796	179	(注)1	可決 (97.43%)
第2号議案	167,599	427	179	(注)1	可決 (98.83%)
第3号議案					
金川 宏美	167,088	938	179	(注)1	可決 (98.53%)
瀧沢 観	165,877	2,148	179		可決 (97.81%)
第4号議案					
三上 誠一	166,101	1,919	179	(注)1	可決 (97.95%)
高木 晴彦	164,955	3,064	179		可決 (97.27%)
浅野 友靖	140,455	27,564	179		可決 (82.82%)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注2)
第5号議案	167,611	415	179	(注)1	可決 (98.83%)
第6号議案	167,291	735	179	(注)1	可決 (98.64%)
第7号議案	167,491	535	179	(注)1	可決 (98.76%)

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案、第5号議案、第6号議案および第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注) 2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

当該株主総会に出席した株主の議決権の数(当該株主総会の前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会の前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上